

新

酪農学園大学獣医同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、酪農学園大学獣医同窓会と称す。

・
・
・

第6章 会 費

- 第15条 (1) 2018年度以降の入学生は30,000円を終身会費として納める。ただし、この会費は校友会会費として一括60,000円を納入したもののうち獣医同窓会終身会費として30,000円を充てるものとする。
(2) 2017年以前の入学生は卒業時に終身会費として30,000円を納める。
(3) 2015年以前に卒業した者（卒業時に入会金13,000円を納入し、その後年会費2,000円を納入）は、終身会費として20,000円を納める。
(4) 本学獣医学類卒業生以外の大学院獣医学研究科入学生は入学時に終身会費として30,000円を納める。
(5) 会費は事務局に於いて徴収する。

第8章 附 則

- (1) 本会会則に必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。
 (2) 本会会則は、昭和45年4月1日より施行する。
 ・
 ・
 ・
 ・
 (16) 平成27年5月30日改正する。
 (17) 第15条第1項 (平成30年5月改正前会則、改正後の2項) は、平成27年度卒業生から適用する。
 (18) 第15条第2項 (平成30年5月改正前会則、改正後の3項) は、卒業後30年経過会員で終身会費を支払った者を除く。
 (19) 平成28年1月20日改正する。
 (20) 平成29年6月10日改正する。
(21) 平成30年5月19日改正する。

旧

酪農学園大学獣医学科同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、酪農学園大学獣医学科同窓会と称す。

・
・
・

第6章 会 費

- 第15条 (1) 卒業までに終身会費として30,000円を納める。
 (2) 2015年以前に卒業した者（卒業時に入会金13,000円を納入し、その後年会費2,000円を納入）は、終身会費として20,000円を納める。
 (3) 会費は事務局に於いて徴収する。

・
・
・

第8章 附 則

- (1) 本会会則に必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。
 (2) 本会会則は、昭和45年4月1日より施行する。
 ・
 ・
 ・
 ・
 (16) 平成27年5月30日改正する。
 (17) 第15条第1項は、平成27年度卒業生から適用する。
 (18) 第15条第2項は、卒業後30年経過会員で終身会費を支払った者を除く。
 ・
 ・
 (19) 平成28年1月20日改正する。
 (20) 平成29年6月10日改正する。